

国民健康保険の加入手続きをお忘れなく

次の方は下表の①～③のいずれかの手続きが必要です。

- 対象**
- ▷会社を退職して健康保険証を返した方（途切れなく次の会社の健康保険に加入する方は除く）
 - ▷土岐市へ転入した方で、健康保険に加入していない方

保険の種類	内容	手続き先
①退職した会社の健康保険	最長で2年間、勤めていた会社の健康保険に任意で継続して加入する制度です。保険料の金額は勤めていた会社に確認ください。条件によっては加入できない場合もあります。	勤めていた会社
②家族の健康保険	家族が国保以外の健康保険に加入していて、収入などの基準を満たす場合は、扶養家族として加入できます。扶養家族の保険料負担はありません。	家族の勤務先
③国民健康保険	上記①②以外の方は、国保に加入します。 【手続きに必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険資格喪失証明書（連絡票） ・顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・パスポート・個人番号カードなど） ・預金通帳、通帳印 ・個人番号が分かるもの（個人番号カード、個人番号通知カード） ・委任状（別世帯の方が手続きする場合のみ） 	市民課保険年金係または支所

*国民健康保険料は、その資格が発生した月（退職した時）までさかのぼって支払う必要があります。届け出が遅ると過去の保険料を含めて一度に高額な支払いになることがあるので、早めに手続きをしてください。

問 市民課 保険年金係

固定資産税に関するお知らせ

■課税明細書および納税通知書

納税通知書は、4月10日(水)に発送する予定です。※同一人が所有する土地・家屋などそれぞれの課税標準額の合計が法定免税点（土地…30万円、家屋…20万円）以上の場合のみ。

納税者の皆さんに固定資産税・都市計画税の課税内容をお知らせするため、納税通知書の巻末に課税明細書を添付しています（所有している資産が多い方には、納税通知書と別つづりで送付します）。

課税明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

■固定資産縦覧帳簿の縦覧

固定資産税を納めている方は、自分の土地や家屋の価格を他の土地や家屋の価格と比較することができます。ただし、土地の固定資産税のみを納めている方は、家屋の縦覧はできません（家屋のみの場合も同様です）。また、縦覧には本人確認できるものが必要です。

期 間 4月1日(月)～5月7日(火)

平日午前8時30分～午後5時15分

場 所 税務課資産税係

手数料 無料

縦覧帳簿の記載内容

▷土地の所在・地番・地目・地積・価格

▷家屋の所在・地番・家屋番号・構造・種類・床面

積・価格・建築年

■固定資産課税台帳の閲覧

課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者や借地・借家人の方などは、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧することができます。

閲覧には本人確認できるものが必要です。また、借地・借家人の方などが閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要です。

場 所 税務課資産税係

手数料 1件当たり300円

(左記縦覧期間中は無料)



問 税務課資産税係